

首都圏中央連絡自動車道 新利根川橋(下部工)西工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 P12 16-2-1 一般道の閉鎖	「一般道の閉鎖は、本特記仕様書8-2及び当該道路の道路管理者及び交通管理者との協議に従い実施するものとする。」と記載されておりますが、『本特記仕様書8-2』は本特記仕様書8-1の間違いではないでしょうか？	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
2	設計図 2/345 位置図(その2)	『閉鎖道路』とは工事に際して必要な時に、一般車両および一般歩行者等の通行止めを実施することが可能な道路と認識してよろしいでしょうか？また、閉鎖する道路の組み合わせ等に制約は無いものと考えてよろしいでしょうか？	特記仕様書8-1に示すとおりです。
3	設計図 338,339/346 (参考図)下部工施工計画図(その6) (参考図)下部工施工計画図(その7)	P18橋脚施工時の重機配置において、クローラークレーン(80t)のブーム直下に側道(側道③)がありますが、側道(側道③)を閉鎖した状態で施工を行うと考えてよろしいでしょうか？	側道③を閉鎖した状態での施工を想定しております。 なお、施工方法については、指定するものではありませんので、貴社の施工計画に基づきお考えください。